

# 豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）仕様書

## 1 業務目的

本業務は、豊川市（以下「本市」という。）のふるさと納税に関する寄附の受付、寄附者からの問い合わせ対応、寄附者情報の管理、返礼品の受発注・配達管理、返礼品事業者の開拓・支援、返礼品の拡充・改善対応等多岐に渡る業務を委託することにより、ふるさと納税業務を効果的に運用し、寄附額の増加、本市の魅力発信、関係人口の創出、市内産業の活性化、事務負担の軽減等を図ることを目的とする。

## 2 業務期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

※ 令和8年6月1日までには全ての返礼品について、本市が利用する全てのポータルサイトに掲載し、運用を開始すること。

※ 当該契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、令和8年度以降において歳入歳出予算金額について減額又は削減があった場合は、原則として当該契約を解除する。

## 3 前提条件

### (1) 寄附者情報管理システムについて

業務遂行にあたり、ポータルサイトの寄附受付情報及び寄附者情報の管理、返礼品管理、返礼品の発注・集荷・配達管理及び寄附金受領証明書等の発送管理等を行う寄附者情報管理システムとして、ふるさと納税 do（株式会社 Workthy）を使用すること。

### (2) ポータルサイトについて

令和7年度現在、本市が利用する以下のポータルサイトからの寄附受付を前提とした本業務の遂行が可能であること。

ア ふるさとチョイス

イ さとふる

ウ 楽天ふるさと納税

エ ふるさと応援納税

※ アには、パートナーサイトを含む。

※ イには、「Yahoo!ふるさと納税」を含む。

※ イを経由した寄附に対する委託料は支払わない。

※ エは現地決済型ふるさと納税であり、エを経由した寄附に対する委託料は支払わない。

※ 窓口（郵送・FAX・メールを含む）で市が受け付けた返礼品をともなう寄附も本業務の対象とする。

### (3) 本業務の対象は、業務期間の受付分の寄附とし、業務期間内に受けた寄附

申出に対する返礼品の調達、発送、その他寄附者への対応等は、業務期間満了後も業務期間内と同様に行うこと。

- (4) 本業務期間終了後に本業務を引き継ぐ事業者に対し誠実に対応すること。  
なお、引き継ぎに要する費用は本業務委託料に含むこととし本市は委託料以外の費用は一切負担しないものとする。
- (5) 令和8年4月下旬に返礼品事業者向け説明会を開催するため、説明会（1日2回）に参加し、今後の運用について説明すること。

#### 4 業務内容

業務内容は、以下の(1)から(11)までとする。

- (1) ポータルサイト管理運営に関する業務（「さとふる」、「ふるさと応援納税」を除く）
- (2) 返礼品の募集・開発等及び返礼品事業者の開拓・支援・育成に関する業務
- (3) 返礼品の発注、集荷及び配送管理に関する業務（「さとふる」、「ふるさと応援納税」を除く）
- (4) 返礼品等のページデザインに関する業務（「さとふる」、「ふるさと応援納税」を除く）
- (5) 寄附金及び寄附者情報の管理に関する業務
- (6) 寄附者及び返礼品事業者等からの問い合わせに関する業務（「さとふる」、「ふるさと応援納税」を除く）
- (7) 寄附金受領証明書及び寄附金控除に係る申告特例申請書の送付に関する業務（「さとふる」を除く）
- (8) 寄附金控除に係る申告特例申請書の受付に関する業務（紙及びオンライン申請）
- (9) 広告運用及びふるさと納税を通じた本市のシティプロモーションに関する業務
- (10) 各種分析と寄附拡大に関する業務
- (11) 寄附金の募集に要する経費の管理に関する業務

#### 5 業務の詳細

- (1) ポータルサイト管理運営に関する業務（「さとふる」、「ふるさと応援納税」を除く）
  - ア 上記3(2)の本市が利用するポータルサイトでの寄附受付を行うこと。
  - イ ポータルサイトの自治体ページ、返礼品ページの作成・更新・充実等の運用を適切に行うこと（クラウドファンディングの寄附を含む。）。また、返礼品ページは、平成31年4月1日総務省告示第179号（以下、「告示」という。）を遵守した掲載内容とすること。
  - ウ 返礼品情報の登録・更新は、本市が返礼品を承認した後、速やかに行い、寄附申込の受付を開始すること。

- エ ポータルサイトの機能を活用した自治体ページの作成、返礼品の魅力発信、SEO（検索エンジン最適化）対策等、寄附の拡大に向けた取組を実施すること。
- オ 各ポータルサイトで設定する返礼品の在庫確認を適切に行い、提供可能数を超える寄附の受付や寄附機会の損失をすることがないよう在庫配分を行うこと。
- カ 返礼品のレビューを増やすため、効果的な取組を行うこと。また、投稿されたレビュー内容を確認し、必要に応じて返信等の対応を行うこと。
- キ 効果的に本市のふるさと納税を推進できる新たなポータルサイトを提案すること。ただし、ポータルサイトを導入するかどうかの最終的な意思決定及び導入に係るポータルサイトとの契約は本市が実施するものとする。新たに導入することとなったポータルサイトの業務範囲については、本市と受託者との間で協議した上で決定することとする。
- ク 大規模災害等が発生した場合において、災害支援の寄附金を円滑に受け入れができるよう、迅速に対応すること。

- (2) 返礼品の募集・開発等及び返礼品事業者の開拓・支援・育成に関する業務
  - ア 返礼品については、本市が定める別紙1「とよかわ応援寄附金推進事業実施要綱」、国の定める「地場産品基準」等に適合していることを前提とし、事業者、生産者等と交渉の上、新たな返礼品候補の選定や、企画、開発を積極的に行い、本市に対して提案すること。
  - イ 返礼品として登録する最終決定は、本市にて行うものとする。
  - ウ 本市の承認を受けた返礼品については、返礼品事業者と在庫数、受付期間等の必要な協議を行うこと。なお、必要に応じて返礼品事業者と返礼品に関する契約等を締結すること。
  - エ 返礼品の品質管理、発送状況、梱包状況を適宜確認し、必要に応じて返礼品事業者へ助言や指導監督を行うこと。
  - オ 返礼品事業者への支援等ができるように、密な連絡調整が可能な体制を構築し、関係性の構築に努めること。
  - カ 年1回以上返礼品事業者向けの勉強会を開催すること。
  - キ 地場産品（物品）はもとより、役務提供型の体験プラン等、本市への来訪効果をもたらす返礼品の提案も積極的に行うこと。
- (3) 返礼品の発注、集荷及び配送管理に関する業務（「さとふる」、「ふるさと応援納税」を除く）
  - ア 返礼品の発注、集荷及び配送管理等を行うこと。なお、これらの実施に必要となる返礼品事業者との契約等については、責任をもって対応すること。
  - イ 寄附金の納付が確認でき次第、直ちに返礼品事業者へ返礼品の発注・集荷・配送を依頼すること。
  - ウ 返礼品の配送について、寄附者に対して配送に関する事前メールを送

信すること。

- エ 返礼品の配送管理を行うとともに、配送に係るトラブルが生じた場合は、寄附者等への連絡調整を行い、迅速な解決に向けて対応すること。
- オ 返礼品調達費用及び配送料は、返礼品事業者の出荷実績に基づき、返礼品事業者及び配送事業者へ支払うこと。この際、請求や支払処理に係る返礼品事業者の負担軽減を図ること。
- カ 返礼品調達費用を立て替える際の返礼品事業者への支払いについて、口座への振込手数料は返礼品事業者が負担することとする。

(4) 返礼品等のページデザインに関する業務（「さとふる」、「ふるさと応援納税」を除く）

- ア 返礼品のサムネイルや説明画像等に使用する返礼品写真等を管理すること。
- イ 返礼品の登録に際しては、アクセス数や転換率の向上につながるよう、必要に応じてコンテンツの取材（ヒアリング、写真撮影、画像加工等）を行い、寄附者に対し効果的にPRできるよう内容を充実させること。

(5) 寄附金及び寄附者情報の管理に関する業務

- ア 寄附者情報管理システムは、「ふるさと納税do」を使用し、ポータルサイトを経由して受け付けた寄附について、寄附者、寄附金、返礼品等に関するデータ等を一元的に管理すること。
- イ 寄附者が本市に直接寄附を申し込む場合等、ポータルサイト経由以外の寄附についても、その寄附情報を当該システムで管理すること。

(6) 寄附者及び返礼品事業者等からの問い合わせに関する業務（「さとふる」、「ふるさと応援納税」を除く）

- ア コールセンター等（電話、FAX及びメール）の窓口を設置し、寄附者等からの問い合わせに対応するための体制を整備し、利用するポータルサイト等で問い合わせ方法を明示すること。なお、対応時間は、祝日等を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までを最低限とする。ただし、大型連休・年末年始・繁忙期に関しては、本市と協議の上、人員を増員し、受付時間の延長や休日等の対応を行うこと。
- イ 問い合わせ等の内容と対応内容は、寄附者情報管理システムに記録する等の方法により、本市と情報を共有すること。
- ウ 返礼品に関する苦情については、速やかに状況の確認を行い、必要と認められる場合は、返礼品事業者や配送事業者等に対して対策を求める等、苦情の解消に向けた調整を行うとともに、本市に報告すること。

(7) 寄附金受領証明書及び寄附金控除に係る申告特例申請書の送付に関する業務（「さとふる」を除く）

- ア 寄附金の納付が確認できたものについて、寄附金受領証明書等を作成

し、封筒に封入・封緘し、原則2週間以内に寄附者に対して発送すること。ただし、年末に行われた寄附に係るものについては速やかに対応すること。

イ 寄附者から寄附金受領証明書等の再発行依頼があれば適宜対応すること。

ウ 発送する書類は原則として以下のとおりとするが、送付物の内容については、本市と協議の上決定する。

① 寄附金受領証明書

② ワンストップ特例申請書（寄附金控除に係る申告特例申請書）

③ ワンストップ特例申請書記載例

④ 返信用封筒

エ 発送後、住所不明等での戻り分については、電話等による住所確認作業を行い、速やかに再発送すること。

オ ワンストップ特例申請書は、希望者のみに送付することとする。送付の際は、オンラインでのワンストップ特例申請手続きに遷移する二次元コード等を記載し、オンライン申請の促進に努めること。

(8) 寄附金控除に係る申告特例申請書の受付に関する業務（紙及びオンライン申請）

ア 紙で提出された申請書類等を確認し、寄附者情報管理システムで受付処理すること。受付業務の範囲は、申請書類（変更申請を含む。）の受付、申請書類の審査、申請不備者の対応、申請を受理した寄附者への受付済み通知の発送（電子メール可）、これらに関する問い合わせ対応とする。

イ 控除申告用データをCSVデータで作成（名寄せ処理等を行い、eLTAX送信レイアウトに合わせること）し、本市が指定する期日までに提出すること。

ウ 申請書等の書類は、受付に必要な業務が完了するまで保管すること。本市への受け渡し時期については、本市と協議の上決定する。

(9) 広告運用及びふるさと納税を通じた本市のシティプロモーションに関する業務

ア 広告の出稿やメールマガジンの配信等を行い、多くの寄附者から本市ポータルサイトへのアクセスを獲得すること。広告に係る費用については、本業務の委託料とは別に本市が負担する。

イ 本市の魅力を広く発信し、全国的な認知度を向上させるとともに、寄附の使い道や返礼品の魅力等ふるさと納税を通じたプロモーションを実施すること。特にリピーターの確保、関係人口の創出等に努める内容とすること。

ウ 寄附者の傾向や、トレンド等を分析し、受託者が有するノウハウを駆使した効果的なプロモーションを提案すること。

エ 本市がクラウドファンディング型ふるさと納税を実施する際のページ

作成及び周知を支援すること。

オ 本市がふるさと納税を通じたシティプロモーションイベントを開催又は参加する場合は、提案、協力等を行うこと。

(10) 各種分析と寄附拡大に関する業務

寄附実績、返礼品のアクセス数、転換率等の業務の推進に関わる分析を定期的に行い、本市に対して報告すること。

(11) 寄附金の募集に要する経費の管理に関する業務

告示第2条第2項に基づき、寄附金の募集に要する費用は返礼品調達費30%を含み各年度の寄附金額50%を超えない範囲において、本業務（提案する新たな取組を含む）が実施できるよう、本業務の対象外の経費（ポータルサイト使用料、決済手数料等）等を本市と協議しながら管理すること。なお、当該告示が改正等された場合においては、後継の制度によるものとする。

## 6 業務報告及び検査等

(1) 前月に実施した業務内容を業務報告書に取りまとめ、毎月10日をめどに本市に説明を行い、提出・検査を受けるものとする。なお、業務報告書には、以下の内容をまとめること。

ア 寄附金額、寄附件数、返礼品事業者・返礼品ごとの集荷数、調達価格、配送料、各種書類の郵送状況

イ 寄附者や返礼品事業者からの問い合わせ件数、問い合わせ内容、新規開拓の実施状況、企画提案、リピーター数等の報告

ウ 上記5に記載している業務のうち、報告が必要なもの

(2) 業務の実施に重大な影響を及ぼす事態が生じた場合は、前号に関わらず速やかに報告書を提出し、本市と協議すること。

(3) 本市は、上記のほか必要があると認めるときは、本業務の履行状況、その他必要事項について報告を求め、検査することができる。

## 7 委託料及び返礼品代金等の支払い等について

(1) 委託料、返礼品代金及び配送料の支払いについては、原則1か月ごとに行うこととし、市は適正な請求書を受領した日から起算して原則30日以内に支払うものとする。

(2) 本市が支払う費用は次のとおりとし、上記6に定める報告書により検査を受けたものについて支払うものとする。

ア 基本業務委託

ポータルサイト経由（「さとふる」、「ふるさと応援納税」を除く）の寄附及びポータルサイト非経由の寄附であって、返礼品の提供がある寄附の受入金額に一定の割合を乗じて得た金額

イ 寄附金受領証明書及び寄附金控除に係る申告特例申請書発送業務委託  
寄附金受領証明書及び寄附金控除に係る申告特例申請書の発送件数に

- 決まった額を乗じて得た金額
- ウ 寄附金控除に係る申告特例申請書受付業務委託  
寄附金控除に係る申告特例申請書の受付件数に決まった額を乗じて得た金額
- エ 返礼品代金  
実費
- オ 返礼品配送料  
実費
- (3) 返礼品代金及び返礼品配送料は、返礼品の発送を完了した時点で生じる。配送料は安価になるよう常に工夫すること。

## 8 納付情報の管理

本業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存すること。

## 9 再委託の禁止

受託者は、業務の全部を第三者に一括再委託してはならない。ただし、本市との協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により本市の承認を得るものとする。また、再委託する場合、受託者は、再委託する業務の範囲内で本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

## 10 知的財産権の扱いについて

- (1) 本業務に関し生じた返礼品写真その他の成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この号において「著作物」という。）に該当する場合、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は本市に帰属するものとし、受託者は、著作権人格権を行使しない。
- (2) 受託者は、本業務の履行にあたっては、著作権等第三者の権利を侵害しないよう必要な処理を行うものとし、第三者との紛争が生じた場合には、自らの責任において対応するものとする。

## 11 損害賠償

本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）について、賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、本市、寄附者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りでない。

## 12 その他

- (1) 本業務は、豊川市契約規則等に基づき監督員の指示に従い施行すること。
- (2) 業務内容については、仕様書に基づく内容とともに、選定委員会時に提案した内容を遵守し実施すること。

- (3) 寄附者に対する返礼品の調達、発送等に係る契約不適合責任は受託者が負うものとする。ただし、当該不適合が返礼品提供事業者の責めに帰すべき事由による場合は、当該事業者がその責任を負うものとし、受託者は解決に向けた調整を行うものとする。
- (4) 本業務開始時及び終了時においては、業務を効率的かつ円滑に運営できるよう、準備及び引継ぎを遅滞なく行うこと。
- (5) 別紙2「豊川市情報セキュリティ取扱特記仕様書」を遵守すること。
- (6) その他、本仕様に明記されていない事項、または解釈に疑義のある事項については、本市と協議すること。

## とよかわ応援寄附金推進事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市における寄附金の募集、返礼品等の登録、そのほかふるさと納税制度の実施（以下「とよかわ応援寄附金推進事業」という。）に関し、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づき総務大臣が指定するもののほか（以下「総務省告示」という。）必要な事項を定めることにより、総務省告示に適合したとよかわ応援寄附金推進事業の適正な実施を図るとともに、寄附者に地場産品を返礼品等として贈呈することにより豊川市の魅力を広く発信し、地場産業の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 法第37条の2第1項及び第314条の7第1項に規定する所得割の納税義務者が行う寄附金の支出をいう。
- (2) 寄附者 豊川市に対してふるさと納税をする者をいう。
- (3) 返礼品等 法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定するものであって、市長が認めたものをいう。
- (4) 返礼品事業者 返礼品等を提供する事業者として市長が認めた者をいう。
- (5) 受託事業者 とよかわ応援寄附金推進事業に係る次条第4項に規定する業務を受託した者をいう。

### (事業内容)

第3条 市長は寄附者に対し、その額に応じた返礼品等を提供することができる。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当するときは、これを適用しない。

- (1) 寄附者が返礼品等の受領を希望しないとき。

- (2) 寄附者が豊川市内に住所を有する者であるとき。
- 3 市長は、第1項の規定により提供する返礼品等及び返礼品事業者を公募する。
- 4 市長は、寄附金の受付、寄附金の受領、返礼品等の調達及び寄附者への送付（返礼品等が役務の提供であるときは、当該役務の提供（提供に係る連絡及び調整を含む。）等をいう。以下同じ。）並びに寄附に関する問い合わせに関する業務等を、受託事業者へ委託することができる。ただし、返礼品等の調達及び寄附者への送付を受託事業者へ委託することができない場合は、調達については市長が行い、送付については当該返礼品事業者が行うものとする。
- 5 受託事業者の業務について、本要綱に定めのない事項については、受託事業者との契約に定めるところによる。

（返礼品事業者の資格）

第4条 返礼品事業者は、次の各号のいずれの条件も具備する者でなければならない。

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当すること。
- ア 本店、支店、事業所又は工場が豊川市の区域内に所在する法人その他の団体又は個人事業者であること。
- イ 豊川市の特産品等を活用した製品等を提供することのできる法人その他の団体又は個人事業者であること。
- (2) 豊川市内に事業所等がある事業者は豊川市税に、それ以外の事業者は国税に滞納がないこと。
- (3) 法令、条例、規則等に適合した生産又は栽培、製造、販売等を行っているものであること。
- (4) 返礼品等の提供が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- (5) 豊川市における建設工事請負等の契約に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 返礼品等の受発注及び納品管理等のため、インターネットに接続された

パソコンを有し、受託事業者が提供するシステムを利用可能であること。

- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業者については、返礼品事業者の認定をしない。
- (1) 政治目的の実現のために結成された政党、組織、結社その他の団体。
  - (2) 公序良俗に反するもの。
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する規制の対象となるもの。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行うもの。
  - (5) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をしたもの。

#### （返礼品事業者の認定）

第5条 返礼品事業者としての認定（以下「返礼品事業者認定」という。）を受けようとする者は、返礼品事業者認定申請書（様式第1号）、返礼品事業者認定申請誓約書（様式第2号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項第1号アに該当するもので、前年度に返礼品事業者認定を受けた者については、第1号及び第2号の書類の添付を省略することができる。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者であることを証する書類
  - (2) 前条第1項第2号に該当する者であることを証する書類
  - (3) 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請について速やかにその内容を審査し、返礼品事業者認定するか否かを決定し、その結果を返礼品事業者認定結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 返礼品事業者認定の有効期間は、当該認定の日の属する年度の翌年度5月末日までとする。

- 4 返礼品事業者は、認定を受けた内容を変更又は事業の廃止をしようとするときは、返礼品事業者認定変更・廃止申請書（様式第4号）を市長に提出し、あらかじめその承認を得なければならない。なお、この場合における手続きは、前3項の規定を準用する。
- 5 市長は、返礼品事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定を取り消すものとする。
  - (1) 第4条第1項に規定する条件に該当しなくなったとき。
  - (2) 虚偽その他不正の手段により返礼品事業者として認める決定を受けたとき。
  - (3) 提出した宣誓書の内容に違反したとき。
  - (4) 法令、条例、規則又はこの要綱の規定に違反したときそのほか市長が不適当と認めたとき。
- 6 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、返礼品事業者認定取消通知書（様式第5号）により返礼品事業者に通知するものとする。この場合において、次条に規定する豊川市の返礼品等として認める認定（以下「返礼品認定」という。）についても、取り消すものとする。

#### （返礼品等の認定）

第6条　返礼品事業者が、返礼品等として提供しようとする物品又は役務等（以下「申請物品等」という。）について、豊川市の返礼品等としての認定を受けようとする場合は、返礼品認定申請書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、前年度に返礼品認定を受けた申請物品等については、第1号の書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請物品等に係る概要説明書、写真等の書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請について速やかにその内容を審査し、申請物品等を返礼品認定するか否かを決定し、その結果を返礼品認定結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 3 返礼品認定の有効期間は、当該認定をした日の属する年度の翌年度5月末

日までとする。

- 4 返礼品事業者は、返礼品認定を受けた内容を変更しようとするときは、返礼品認定変更・廃止申請書（様式第8号）を市長に提出し、あらかじめその承認を得なければならない。なお、この場合における手続きは、前3項の規定を準用する。
- 5 市長は、返礼品等が次条に規定する返礼品認定の基準に適合しなくなったと認めたときは、返礼品認定を取り消すものとする。
- 6 市長は、前条第6項又は前項の規定により返礼品認定を取り消したときは、返礼品認定取消通知書（様式第9号）により返礼品事業者に通知するものとする。

（返礼品認定の基準）

第7条 返礼品等は、次の各号のいずれの条件も具備するものでなければならない。

- (1) 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。
- (2) 安定した品質を確保して提供することのできるものであること。
- (3) あらかじめ提供期間や数量を明示して供給する場合を除き、安定した数量を確保して提供することのできるものであること。
- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、商標法（昭和34年法律第127号）、特許法（昭和34年法律第121号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）その他関連する法令を遵守して製造し、又は提供されるものであること。
- (5) 自ら生産又は栽培、製造等したもの以外の場合は、豊川市の返礼品等とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。
- (6) あらかじめ提供不可地域を明示して供給する場合を除き、日本全国に送

付が可能なものであること。

- (7) 食料品にあっては、送付先に到着する予定日から4日以上の賞味期限又は消費期限を有すること。ただし、配送希望日等を事前に寄附者へ確認・調整等を行うなど、商品が適切に配送できる場合はこの限りではない。
- (8) とよかわ応援寄附金推進事業に関するホームページ等への掲載又は広報活動のため、返礼品等に関する情報（返礼品等の商品名・説明文・画像データ・返礼品事業者名・地場産品基準のうち該当する類型及びその詳細等）を提供可能であること。

（返礼品等の送付等）

第8条 市長は、第3条第4項ただし書きの場合においては、当該寄附者の氏名、希望する返礼品等及びその送付先等の情報（以下「送付先等情報」という。）を返礼品事業者に提供する。

- 2 返礼品事業者は、前項の規定により送付先等情報の提供を受けたときは、速やかに返礼品等を豊川市の返礼品等であることを明らかにしたうえで、寄附者に送付するものとする。
- 3 返礼品事業者は、返礼品等の送付に当たり、豊川市が用意した書類等の同封を求めたときは、これを同封して送付するものとする。
- 4 返礼品事業者は、返礼品等の送付について、苦情、事故、遅延及びトラブル等が生じたときは、真摯に対応し解決に努めるものとし、その内容等について速やかに豊川市へ報告しなければならない。
- 5 返礼品事業者は、返礼品等の送付に当たり、送料に変更のない範囲で、当該返礼品事業者が取り扱う商品のパンフレット等の書類を同封することができる。ただし、当該パンフレット等の書類の同封について、あらかじめ市長の承諾を得なければならない。

（報償金）

第9条 市長は、返礼品等の提供及び送付について、受託事業者又は返礼品事業者に報償金を支払うものとする。

- 2 第3条第4項本文の場合に係る報償金の額は、返礼品等の提供にあっては

当該返礼品等の価格に相当する額とし、返礼品等の送付に要する費用の額にあっては、受託事業者との契約に定める額とする。

- 3 前項の場合における報償金の請求及び支払は、受託事業者との契約に定めるところによるものとする。
- 4 第3条第4項ただし書きの場合に係る報償金の額は、返礼品等の提供にあっては当該返礼品等の価格に相当する額とし、返礼品等の送付にあっては、1の返礼品等の送付につき500円とする。
- 5 前項の場合において、返礼品事業者は、翌月末日までに返礼品等の送付の実績をとりまとめて市長に報告するとともに、市長に報償金の支払を請求するものとする。
- 6 市長は、前項の規定による報償金の支払の請求があったときは、その内容を確認し、適當と認めるときは、当該請求のあった日から30日以内に報償金を支払うものとする。

#### (損害賠償)

第10条 返礼品事業者は、返礼品等の提供にあたり、業務不履行等の返礼品事業者の責めに帰すべき事由により寄附者又は豊川市に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

#### (不正利得の返還)

第11条 市長は、返礼品事業者が偽りその他の不正の手段によって報償金を受領したときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

#### (返礼品事業者の責務)

第12条 返礼品事業者は、とよかわ応援寄附金推進事業の実施に係る業務(以下「本件業務」という。)について、この要綱及び豊川市の指示に従わなければならない。

- 2 返礼品事業者は、本件業務の適正な実施を確保するため、豊川市が行う調査・確認に応じるとともに、特に、地場産品基準や食品表示法の違反が疑われる場合には、実地調査に応じること。

- 3　返礼品事業者は、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類を整備し、保存しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第13条　返礼品事業者は、本件業務に関して知ることのできた個人情報を、厳重に取り扱うとともに、第三者に漏らしてはならない。

- 2　返礼品事業者は、本件業務の目的の範囲を超えて、個人情報を収集し、又は利用してはならない。ただし、本人の同意を得たときは、この限りでない。
- 3　返礼品事業者は、本件業務に関して知ることのできた個人情報に係る資料を、本件業務終了後直ちに破棄するものとし、以後当該個人情報を一切利用してはならない。

(委任)

第14条　この要綱に定めるもののほか、とよかわ応援寄附金推進事業の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1　この要綱は、令和2年6月15日から施行し、同日以後に申込みのあった寄附に係る返礼品等について適用する。

附 則

- 1　この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1　この要綱は、令和3年11月19日から施行する。

附 則

- 1　この要綱は、令和5年3月23日から施行する。

附 則

- 1　この要綱は、令和6年5月7日から施行する。

- 2　この要綱の施行の日前に、改正前のとよかわ応援寄附金推進事業実施要綱第5条及び第6条の規定に基づきなされた申請については、なお従前の例による。

## 返礼品事業者認定申請書

豊川市長 様

令和 年 月 日

(申請者)

所在地	〒
事業者名	
代表者職	
代表者氏名	

とよかわ応援寄附金推進事業実施要綱(以下、要綱)第5条第1項の規定に基づき、返礼品事業者の登録を申請します。

返礼品事業者の資格	
事業者	ふりがな
	事業者名
	市内事業所住所
	代表電話番号
	ファックス番号
	ウェブサイト
担当者	役職
	ふりがな
	氏名
	直通電話番号
	メールアドレス
備考	

(添付書類)

- ・会社概要のわかるもの(登記事項証明書、パンフレット等)
- ・市税又は国税等の滞納のない証明(直近のもの)

## 返礼品事業者認定申請誓約書

豊川市長 様

令和 年 月 日

(申請者)

所在地	〒
事業者名	
代表者職	
代表者氏名	

とよかわ応援寄附金推進事業実施要綱(以下、要綱)の規定に基づき、以下の事項について誓約します。

(記載内容に該当するときは、□欄に✓を記してください。)

- 当社(又は私)は、市税滞納有無を確認するために必要な地方税関係情報を取得されること及びふるさと納税業務を委託するにあたり必要な情報を豊川市から受託事業者に提供されることに同意します。
- 当社(又は私)は、次のいずれにも該当しません。
  - (1) 政治目的の実現のために結成された政党、組織、結社その他の団体。
  - (2) 公序良俗に反するもの。
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する規制の対象となるもの。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行うもの。
  - (5) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をしたもの。
- ふるさと納税の実施に当たり、要綱の内容を理解し、豊川市の指示に従います。
- 登録された返礼品等の適切な品質管理を行うとともに、返礼品等の品質・梱包及び必要数量の確保等において問題が生じたときは、当社(又は私)がすべての責任を負います。
- 要綱に基づき提出した書類及び資料に記載している内容は、すべて真実と相違ありません。

市税滞納有無確認

納税義務者住所	
納税義務者氏名	

## 返礼品事業者認定変更・廃止申請書

豊川市長様

令和 年 月 日

(申請者)

所在地	〒
事業者名	
代表者職	
代表者氏名	

とよかわ応援寄附金推進事業実施要綱(以下、要綱)第5条第4項の規定に基づき、認定を受けた内容を変更又は事業の廃止を申請します。

1 変更・廃止の理由

2 変更・廃止の日

3 変更内容(変更の場合のみ)

返礼品事業者の資格	
事業者	ふりがな
	事業者名
	代表者職
	代表者氏名
	市内事業所住所
	代表電話番号
	ファックス番号
	ウェブサイト
担当者	役職
	ふりがな
	氏名
	直通電話番号
	メールアドレス

## 返礼品認定申請書

豊川市長様

令和 年 月 日

(申請者)

認定返礼品 事業者名	
---------------	--

とよかわ応援寄附金推進事業実施要綱(以下、要綱)第6条第1項の規定に基づき、返礼品の登録を申請します。

1 返礼品タイトル	
2 商品の内容 ※規格、数量等	
3 商品の価格	※荷造・箱・梱包代・消費税を含む、2,800円以上
4 消費・賞味期限 (有効期限)	
5 アレルギー表示	
6 提供可能数	
7 提供可能期間	
8 発送業者	
9 発送方法	
10 発送日	
11 出荷時3辺サイズ	
12 出荷時重量	
13 地場産品類型	←類型を入力してください
14 地場産品類型 該当事由	(生産地住所)

(添付書類)

- 申請物品等の概要説明書、写真等

市返礼品ID

## 返礼品認定変更・廃止申請書

豊川市長 様

令和 年 月 日

(申請者)

認定返礼品 事業者名	
---------------	--

とよかわ応援寄附金推進事業実施要綱(以下、要綱)第6条第4項の規定に基づき、認定を受けた内容を変更又は返礼品の廃止を申請します。

## 1 変更・廃止の理由

## 2 変更・廃止の日

## 3 変更内容(変更の場合のみ)

1 返礼品タイトル	
2 商品の内容 ※規格、数量等	
3 商品の価格	※荷造・箱・梱包代・消費税を含む、2,800円以上
4 消費・賞味期限 (有効期限)	
5 アレルギー表示	
6 提供可能数	
7 提供可能期間	
8 発送業者	
9 発送方法	
10 発送日	
11 出荷時3辺サイズ	
12 出荷時重量	
13 地場産品類型	
14 地場産品類型 該当事由	(生産地住所)

## 豊川市情報セキュリティ取扱特記仕様書

### (情報セキュリティ関連規程の遵守)

第1条 受注者（再委託先を含む。以下同じ。）は、本契約を履行するに当たっては、豊川市情報セキュリティポリシー、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、豊川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊川市条例第39号）、豊川市個人情報の取扱いに関する管理規程、その他情報セキュリティ関連規程に基づき、本豊川市情報セキュリティ取扱特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

### (責任体制の整備)

第2条 受注者は、情報セキュリティ対策及び個人情報保護について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (作業責任者等の届出)

第3条 受注者は、本契約において利用する情報のうち、ネットワーク情報、個人情報その他の機密性のある情報（以下「機密情報」という。）の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者（作業責任者等という。）を定め、発注者が指定する書面により発注者に届け出なければならない。

- 2 受注者は、作業責任者等を変更する場合の手続きを定めなければならない。
- 3 受注者は、作業責任者等を変更する場合は、事前に発注者が指定する書面により発注者に届け出なければならない。
- 4 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 5 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

### (取扱場所の特定)

第4条 受注者は、機密情報を取り扱う場所（以下「取扱場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、取扱場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、発注者の事務室内に取扱場所を設置する場合は、作業責任者等に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び当該者の氏名が分かるようにしなければならない。

### (教育の実施)

第5条 受注者は、情報セキュリティ対策及び個人情報保護に対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受注者は、本契約の履行により直接又は間接に知り得た機密情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、本契約に関わる作業責任者等に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受注者は、本契約を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 前項にかかわらず、受注者は、やむを得ず本契約の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託の概要を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させる条項を付記するとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して本契約を再委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受注者は、本契約を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(機密情報の管理)

第9条 受注者は、本契約において利用する機密情報を保持している間は、次に定めるところにより、機密情報の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に機密情報を保管すること。

(2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、取扱場所から持ち出さないこと。

(3) 機密情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(4) 事前に発注者の承認を受けて、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、機密情報を複製又は複写しないこと。

- (5) 機密情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 機密情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 機密情報を管理するための台帳を整備し、機密情報の利用者、保管場所その他の機密情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 機密情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「機密情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 取扱場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、機密情報を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 機密情報を利用する作業を行うパソコンに、機密情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。  
(提供された機密情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、本契約において利用する機密情報について、本契約以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受注者は、発注者との間の機密情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者からの求めに応じて、発注者が指定する書面により機密情報を預かった旨を発注者に報告しなければならない。

(機密情報の返還、消去又は廃棄)

第12条 受注者は、発注者の指示に基づき、本契約において利用する機密情報について、発注者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者に対し、本契約において利用する機密情報について臨時に返還、消去又は廃棄の実施を求めができるものとし、受注者はこれに従わなければならない。
- 3 受注者は、本契約において利用する機密情報の消去又は廃棄をする場合は、事前に消去又は廃棄をすべき機密情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定期日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、機密情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 5 発注者は、本契約において利用する機密情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該機密情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、機密情報の消去又は廃棄を行った場合は、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければな

らない。

(報告)

第13条 受注者は、本契約の着手日までに、豊川市情報セキュリティ取扱特記仕様書遵守確認表により機密情報の取扱いについて報告しなければならない。

2 受注者は、前項に定める報告のほか、発注者から機密情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

(監査及び検査)

第14条 発注者は、本契約に係る機密情報の取扱いについて、特記仕様書の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認をするため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の履行に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 受注者は、本契約に関し機密情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該機密情報の漏えい等の事故の発生に係る帰責の有無に問わらず、直ちに発注者に対して、当該機密情報の漏えい等の事故に関わる機密情報の内容、件数、発生場所及び発生状況を発注者が指定する書面により発注者に報告するとともに、発注者の指示に従わなければならぬ。

2 受注者は、機密情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、本契約に関し機密情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該機密情報の漏えい等の事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 発注者は、受注者が特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、特記仕様書に関連する本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が特記仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

## 【 参考資料 】 豊川市のふるさと納税の概況

### 1 寄附金額等の推移

年度	寄附件数（件）	寄附金額（千円）	備考
令和2年度	1,888	57,243	ふるさとチョイス
令和3年度	2,072	111,560	さとふる追加
令和4年度	4,141	157,231	
令和5年度	4,813	274,373	楽天追加
令和6年度	7,449	195,301	
令和7年度	7,241	188,858	ふるさと応援納税追加

※ 令和5年度は、災害寄附金及び大口寄附（1億円以上）を含む。

※ 令和7年度は、令和7年12月末時点の実績。

### 2 ポータルサイト別寄附件数及び寄附金額（令和7年度実績（令和7年12月末時点））

サイト名	寄附件数（件）	寄附金額（千円）	割合
ふるさとチョイス	989	27,578	14.6%
さとふる	3,933	83,515	44.2%
楽天	2,259	70,639	37.4%
ふるさと応援納税	44	814	0.4%
窓口	16	6,312	3.4%

※ ふるさとチョイスは、パートナーサイトを含む。

※ さとふるは、「Yahoo!ふるさと納税」を含む。

### 3 返礼品数及び返礼品事業者数（令和7年12月末時点）

返礼品数 606品

返礼品事業者数 83者

### 4 返礼品別寄附受付状況（参考1参照）

令和7年度（令和7年12月末時点）の寄附金額別の返礼品一覧と、各返礼品が占める金額割合

### 5 返礼品サイズ・エリア別発送状況（参考2参照）

令和7年度（令和7年12月末時点）の返礼品サイズ・エリア別の発送状況

### 6 広告運用状況

令和7年度は、検索連動型（R P P）広告を実施した。

サイト名	期間	予算額	費用対効果（R O A S）
楽天	R7. 8. 6～R7. 9. 30	100,000 円	5,392%

## 7 豊川市のふるさと納税の募集に要する経費率と内訳

(1) 令和5年度の募集に要する経費：26.7%

- ア 返礼品等の調達に係る費用：16.1%
- イ 返礼品等の送付に係る費用：1.2%
- ウ 広報に係る費用：0.02%
- エ 決済等に係る費用：0.3%
- オ 事務に係る費用：8.6%
- カ その他：0.4%

(2) 令和6年度の募集に要する経費：47.9%

- ア 返礼品等の調達に係る費用：30%
- イ 返礼品等の送付に係る費用：3.2%
- ウ 広報に係る費用：0.1%
- エ 決済等に係る費用：1.2%
- オ 事務に係る費用：12.4%
- カ その他：1%

## 返礼品別寄附受付状況（令和7年度）

令和7年4月1日～令和7年12月31日までの寄附入金分を対象とする。

## 1. 返礼品別寄附件数TOP20

順位	件数(件)	寄附額合計(円)	返礼品名	寄附金額(円)
1	1,055	11,605,000	特大ムキエビ1.4kg	11,000
2	762	9,849,000	おでん缶 こてんぐ 牛すじ大根入り 長期保存12缶セット	13,000
3	450	13,500,000	【SOTO】マイクロレギュレーターストーブ ウィンドマスター SOD-310	36,000
4	411	12,741,000	【SOTO】レギュレーターストーブ ST-340	31,000
5	379	9,096,000	ST-310SB レギュレーターストーブ【別注カラー】	24,000
6	324	3,240,000	養殖日本一 とよかわ鮎1kgセット10匹	10,000
7	323	3,553,000	美河フランク(生フランク)	11,000
8	320	14,080,000	【SOTO】レギュレーターストーブ FUSION(フェージョン) ST-330セット	44,000
9	289	2,890,000	オリジナルビオラおまかせアソート ベーシック24鉢	10,000
10	286	10,582,000	ST-340BR レギュレーターストーブ Range(レンジ)【別注カラー】	37,000
11	256	2,560,000	国産シーフードミックス <いか・たこ・えび>	10,000
12	221	7,293,000	【SOTO】ST-350 トライトレイル	33,000
13	199	7,164,000	【SOTO】レギュレーターストーブ ST-310セット	36,000
14	85	935,000	美河フランク入り！美河ハム定番セット	11,000
15	84	840,000	天然えびを使った手作りえびフライ24尾(672g)	10,000
16	72	960,000	春夏秋冬いつでも旬の国産生ブルーベリーを味わうセット 【クリスピーベリー】100gセット×3	15,000
17	64	1,280,000	オリジナルビオラおまかせアソート プレミアム24鉢	20,000
18	56	1,344,000	日帰り天然温泉「本宮の湯」入浴券11枚セット	24,000
19	55	550,000	みつばち畑の生ブルーベリー	10,000
20	46	1,215,000	【松並木】元祖無添加ガーゼケット	27,000

## 返礼品サイズ・エリア別発送状況（令和7年度）

## 1 集計方法

- ・令和7年4月1日～令和7年12月31日までの寄附入金分のうち、発送日が登録されているものを対象とする。
- ・エリアは、ヤマト運輸のエリア区分に準じ集計している。
- ・サイズ及び常温・クールの別は、配送実績に準じ集計している。

## 2 サイズ・エリア別発送件数

## (1) 常温

サイズ	エリア											合計	
	北海道	北東北	南東北	関東	信越	北陸	中部	関西	中国	四国	九州		
60	78	30	79	1,616	72	54	650	486	114	59	203	11	3,452
80	8	2	6	339	17	5	113	88	29	15	35	3	660
100			1	45	2		22	17	5	2	5	1	100
120	1	2	17	179	7	6	64	80	12	8	24		400
140	2			32	2	1	5	13	3	2	1		61
160				15	2		3		1	1			22
合計	89	34	103	2,226	102	66	857	684	164	87	268	15	4,695

## (2) クール

サイズ	エリア											合計	
	北海道	北東北	南東北	関東	信越	北陸	中部	関西	中国	四国	九州		
60	147	41	56	828	39	24	624	372	124	38	172	6	2,471
80			2	34	1		14	6	2				59
100	3			18			5	8	3		3		40
120							1						1
合計	150	41	58	880	40	24	644	386	129	38	175	6	2,571

※ クールは、冷凍及び冷蔵のほか、夏期のみクールで発送する返礼品を含む。